

移民に入国先の共同体理解を求める試み  
—フランス及びオーストラリアにおける法と実践を中心に—

鈴木 尊 紘

- ① 我が国は、人口減少時代に向かっており、その流れの中で積極的に移民を受け入れるべきだという主張がなされてきた。そして、2009（平成 21）年の第 171 回通常国会において改正入管法が制定された。しかしながら、我が国の外国人政策は、ヨーロッパ等の移民受入れの先進諸国にみられるような、入国管理と移民の社会統合という 2 つの柱をセットにするという制度からみれば、改善の余地があるという指摘もある。
- ② フランスでは、サルコジ大統領が就任して以来、移民政策は極めて厳しいものとなっている。特に 2007 年移民法では、フランスに長期に滞在しようとする外国人は、入国前に、当該人が居住している国において、フランス語及びフランス共和国的価値に関するテストを受けなければならないことを規定した。これは共和国内にエスニック・マイノリティーの存在を概念的には認めない、いわゆる「共和国的モデル」に従ったものであるとされている。
- ③ オーストラリアはそもそも移民国家であり、多文化主義を標榜してきた国である。しかし、新自由主義の浸透や、オーストラリア国内でも移民系の若者と現地人との衝突等の事件が発生したことを背景にして、高技能を有する経済的移民を志向する傾向が強くなってきたと言われる。その結果として、ハワード前政権は、2007 年にシティズンシップテスト（市民権テスト）をオーストラリアに帰化する移民等に対し義務付けた。このテストは 2009 年に改正されたが、テストの実施そのものは継続している。
- ④ フランスとオーストラリアの移民受入れ政策において共通しているのは、入国前又は入国後に、移民に対して共同体言語習得義務及び共同体理解義務を課すことであり、さらには、共同体言語（フランス語又は英語）で当該共同体の基本原則及び諸制度等を理解しているかどうかを判断するテストを行うことである。
- ⑤ こうした政策に対してフランスでは左派等から批判が出ているが、こうした方途は我が国の今後の外国人政策の構築にある一定程度の示唆を与えるものと考えられる。なお、本稿末尾に、EU 諸国の移民受入れ時の共同体理解教育に関する一覧表を付した。

# 移民に入国先の共同体理解を求める試み —フランス及びオーストラリアにおける法と実践を中心に—

海外立法情報課 鈴木 尊紘

## 目 次

はじめに

- I 最近のフランスにおける入国管理体制—移民の共和国的統合
    - 1 2006 年法と受入・統合契約
    - 2 2007 年移民法での制度強化
    - 3 共和国的価値の理解義務
  - II オーストラリアのシティズンシップテスト—英語理解能力とオーストラリア的制度の理解能力に関するテスト
    - 1 シティズンシップテストに至る経緯
    - 2 シティズンシップテストの内容
  - III フランスにおける共同体理解義務の強化とそれへの批判
  - IV 共同体理解義務の必然性に関する考察
    - 1 日本への示唆—現地調査による視点から
    - 2 共同体理解義務の可能性と限界について
- 付表：EU 諸国における共同体理解義務の態様

## はじめに

法務省入国管理局によれば、2008（平成20）年末の我が国における外国人登録者数は約221万人であり、我が国の総人口の1.74%を占めている。いずれも過去最高を更新している。10年前（1998年末）と比較して約70万人増加しており、この10年間で外国人登録者数は1.5倍になっている。国籍で見ると、中国が全体の29.6%を占め、以下、韓国・朝鮮、ブラジル、フィリピン、ペルー、アメリカと続いている<sup>(1)</sup>。

こうした人の流れの中で、我が国の来るべき人口減少時代に向けて、積極的に移民を受け入れるべきであるという主張もなされてきた。例えば、ある提言では、50年後の我が国の人口が9000万人を下回るとの人口推計を基に、移民受入れによる活性化を図る「移民立国」への転換の必要性が述べられている。そのために、移民政策の基本的方針を定めた「移民基本法」及び「民族差別禁止法」の制定、さらには「移民庁」の創設などが不可欠であるとしている<sup>(2)</sup>。

2009（平成21）年の第171回通常国会において入管法等改正案が可決され、我が国の外国人政策は新たな歩みを進めた<sup>(3)</sup>。すなわち、当該改正法の重要点は、次の2点である。第1には、1952年に在日朝鮮・韓国人の管理を目的として制定された外国人登録法を廃止し、外国人台帳を日本人と同じ住民基本台帳に統合するとい

うことである。第2には、研修・技能実習生の権利侵害が大きな問題となった外国人技能研修制度において、1年目の実務研修の際にも労働関係法令を適用する措置を導入するということである。

こうした近年の動きがあるものの、我が国での移民の受入れ体制に関する議論は、活発であるとは言えないとの指摘もある<sup>(4)</sup>。また、ある論者によれば、我が国の外国人政策は、ヨーロッパ等の先進国に見られるような、入国管理及び社会統合政策という2本の柱をセットにしたものではなく、特に、外国人の社会統合という観点から改善の余地があるとされている<sup>(5)</sup>。

こうした我が国の状況を念頭に置きながら、本稿では、フランス及びオーストラリアの入国管理及び社会統合を融合させた政策を俯瞰してみたい。特に、次の2つの観点から考察を進めることとする。すなわち、第1に、フランス及びオーストラリアが、入国し長期に滞在しようとする移民に対して、どのようにして自らの共同体の基本原則及び諸制度を理解させようとしているのか、また、なぜ両国がそれぞれの方法を採用に至ったのかという観点である。第2には、フランス及びオーストラリアの上記の方法には共同体言語の習得とともに共同体理解を課すという共通点があり、その方法の一部が今後の我が国の外国人政策構築の参考になるのではないかという観点である。しかし、同時に、フランスでは移民の社会統合の方法に批判が呈されていることも紹介し、当該方法の妥当性につ

(1) この点に関しては、法務省入国管理局「平成20年末現在における外国人登録者統計について」2009.7.〈<http://www.moj.go.jp/PRESS/090710-1/090710-1.html>〉を参照した。

(2) この提言は、2008年6月に、自民党国家戦略本部の「日本型移民国家への道プロジェクトチーム」が取りまとめたものである。この点に関する包括的な記事として「移民1000万人受け入れ提言：国家戦略本部」『産経新聞』2008.6.20.がある。

(3) 「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」（平成21年7月15日法律第79号）並びに「住民基本台帳法の一部を改正する法律」（平成21年7月15日法律第77号）の2本の法律である。

(4) 日本の移民関係立法の整備やそのための国民のコンセンサス作りは遅れているという指摘もある。「(社説)単純労働力めぐる虚構の制度を改めよ」『日本経済新聞』2008.9.29.

(5) このような指摘に関しては、以下の論考を参照した。井口泰「改正入管法・住基法と外国人政策の展望」『ジュリスト』no.1386, 2009.10.1, pp.79-84.

いても検討してみたい。

本稿で使用する「共同体理解」という概念は、当該国の憲法、主要な法律が規定する重要な社会制度及び社会規範の理解を意味している。フランスにおいては、男女平等、政教分離（ライシテ [laïcité]）<sup>(6)</sup>等の規範であり、それを遵守する上でのポリガミー（複婚）の禁止等を理解することである<sup>(7)</sup>。オーストラリアにおいても、シティズンシップテストがその理解を課す上記のような規範や共同体市民となった際に付与される権利等を理解することである。

また、移民政策の比較対象としてフランスとオーストラリアを選択した理由を述べておきたい。一般的に、オーストラリアはカナダに代表されるような多文化主義を標榜し、シティズンシップテスト（市民権テスト）を通して移民を緩やかに社会統合しようとする政策を採っている<sup>(8)</sup>。その一方、フランスは同化主義を国是

とし、オーストラリアやカナダとは逆に、ある特定のエスニックの共同体（いいかえれば、エスニック・マイノリティーの共同体）の存在を認めず、政教分離に厳格な世俗国家フランスへの帰属意識を優先するように移民に求める傾向にある。つまり、一方で、オーストラリアは多文化主義を代表し、他方で、フランスは同化主義を代表すると言える<sup>(9)</sup>。

上述のように、一般的に対照的に捉えられる両国であるが、近年、オーストラリアで移民系の若者が現地人との間で衝突するという事態が生じ、また、9.11.同時多発テロ以後、移民の社会統合政策が強化されている。こうした政策の象徴としてシティズンシップテストが導入された。そして、オーストラリアのシティズンシップテストの内容は、フランスが入管時に移民に課すテストに類似している点が多く見られる。つまり、オーストラリア型とフランス型

(6) ライシテという言葉は、人民を意味するギリシャ語「ラオス (laos)」、聖職者ではない俗人のキリスト教徒を指すラテン語「ライクス (laicus)」に由来する。そして、ライシテは19世紀後半のフランスで政治的野望を抱いていた教権主義的カトリックに対し、共和派が宗教によらない政治と社会秩序の構築を目指す中で生まれた新語である。その「ライシテ」の要素は、以下の4つに集約される。①政治を宗教から自律させること、②政治を公的なもの、宗教を私的なものと位置付けることで、国家と教会を分離すること、③政治は諸宗教に対して中立性を守ること、④私的領域における宗教の自由を保障すること、である。こうした指摘に関しては、マルセル・ゴーシュ（伊達聖伸・藤田尚志訳）『民主主義と宗教』トランスヴェュー、2010、pp.18-19。（原書名：Marcel Gauchet, *La religion dans la démocratie : Parcours de la laïcité*, Paris: Gallimard, 1998. reprise dans la coll. « Folio essai », 2001.）を参照した。特に、伊達氏の訳者解説を参照した。

(7) また、本稿では、共同体理解の上でのテストとして、オーストラリアのシティズンシップテストを取り上げるが、この場合の「シティズンシップ」とは、国家との権利及び義務関係、すなわち、国家的伝統及び憲法・法律の遵守等の義務、社会的保護を受けること及び投票ができること等の権利を指している。こうした「シティズンシップ」の捉え方は、シティズンシップの「形式的定義」に該当する。この点については、岸田由美・渋谷恵「今なぜシティズンシップ教育か」嶺井明子編著『世界のシティズンシップ教育—グローバル時代の国民/市民形成』東信堂、2007、pp.4-15.を参照した。

(8) この点に関しては、岸田由美「カナダ—『多文化』と『社会』をつなぐ教育」同上、pp.108-120.及び見世千賀子「オーストラリア—ナショナル・アイデンティティの再構築」同上、pp.96-107.を参照した。また、基本的に「多文化主義」の立場を採りながら、シティズンシップテストを通して社会統合を進める国としてイギリスが挙げられる。イギリスのこうした制度については、以下の2つの論文を参照した。岡久慶「連合王国市民権の獲得—試験と忠誠の誓い」『外国の立法』231号、2007.2、pp.14-22.（<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/231/023103.pdf>）及び岡久慶「英国の移民統合政策—共有されるべき価値観とアイデンティティの模索—」『総合調査 人口減少社会の外国人問題』（調査資料2007-1）国立国会図書館調査及び立法考査局、2008、pp.227-235.（<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/document/2008/20080116.pdf>）

(9) フランスの「マイノリティー」の存在を認めないいわゆる「共和国的モデル」に関する浩瀚な研究として、中野裕二『フランス国家とマイノリティー共生の「共和制モデル」』（国際社会学叢書・ヨーロッパ編）国際書院、1996.がある。

の移民政策に、現在交錯点生まれつつあるのではないかと思われる。いかえれば、世界的にその多文化主義が注目されてきたオーストラリアとそれとは対照的であるように考えられているフランスに、実は相似点があるのではないかという仮説のもとに論を進める。

本稿の構成は、以下のとおりである。まず、フランスの入管制度における移民に課す共同体理解の態様について論じ、次に、オーストラリアのシティズンシップテストにおける共同体理解の態様を説明する。その上で、両国の相似点を指摘する。さらに、フランスにおける共同体理解義務の方法への疑義が呈されていることを提示する。最後に、両国に相似する移民への共同体理解義務方法が我が国の外国人制度に与えるであろう示唆とその方法の限界について論じる<sup>(10)</sup>。

## I 最近のフランスにおける入国管理体制—移民の共和国的統合

### 1 2006 年法と受入・統合契約

近年のフランスの入国管理は、サルコジ大統領の意思が働き極めて厳しいものとなっている。サルコジ内相（当時）の下で2つの移民法が成立しており、第1には、「移民の抑制、フランスにおける外国人の滞在及び国籍に関する2003年11月26日の法律第2003-1119号」（以下「2003年法」という）<sup>(11)</sup>であり、第2には、「移民及び統合に関する2006年7月24日の法律第2006-911号」（以下「2006年法」という）<sup>(12)</sup>である。この2つの法律により、フランス政府は、不法移民の抑制及び移民の社会統合を推し進めてきたが、それだけでは十分ではないと判断し、サルコジ大統領のイニシアティブにより「移民の抑制、統合及び庇護に関する2007年11月20日の法律2007-1631号」（以下「2007年法」と

(10) 本稿は、先行研究の中では次のように位置づけられるように思われる。まず、フランスにおける移民政策に関しては多くの先行研究が存在する。フランスにおける移民政策の危機に関する浩瀚な研究としては宮島喬『移民社会フランスの危機』岩波書店、2006。がある。また、本稿で特に問題にするフランスの入管制度とその問題点に関しては稲葉奈々子『「共和主義的統合」の終わり』と『多文化主義』のはじまり—フランスの移民政策』駒井洋監修 小井土彰宏編著『移民政策の国際比較』（講座グローバル化する日本と移民問題；第3巻）明石書店、2003、pp.84-116。及び野村佳世『「サン・パピエ」と『選別移民法』にみる選別・排除・同化』宮島喬編『移民の社会的統合と排除—問われるフランスの平等』東京大学出版会、2009、pp.183-203。がある。しかし、最も直近の研究である野村論文にしても、後述する2007年法はその研究範囲に入っておらず、同法の概要を紹介することには意義があると考えられる。なお、フランス2007年法の詳細な紹介に関しては、拙稿「フランスにおける2007年移民法—フランス語習得義務からDNA鑑定まで」『外国の立法』237号、2008.9、pp.14-35。〈<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/237/023702.pdf>〉を参照されたい。次に、オーストラリアにおける移民政策に関しても多くの先行研究が存在する。直近のものとして関根政美「オーストラリアにおける多文化主義と移民政策の変容—オーストラリア多文化主義の歴史的発展とその変容」石井由香ほか『アジア系専門職移民の現在—変容するマルチカルチュラル・オーストラリア』慶應義塾大学出版会、2009、pp.21-68。がある。しかし、フランス同様、オーストラリアのシティズンシップテストについても2009年に改革が行われており、それを詳細に考察した論文は武田美智代「オーストラリア市民権法の改正—市民権テストの見直し」『外国の立法』241-2号、2009.11、pp.22-23。〈<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/24102/02410211.pdf>〉の端的な紹介を除いて見当たらない。また、フランスとオーストラリアの移民の社会統合政策を焦点を絞り、両国の入管制度を比較した論文は管見の限り見当たらない。

(11) Loi n° 2003-1119 du 26 novembre 2003 relative à la maîtrise de l'immigration, au séjour des étrangers en France et à la nationalité. Legifrance のホームページ 〈[http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do;jsessionid=2D6C192E3D703F5EA395314A112747E3.tpdjo05v\\_2?cidTexte=JORFTEXT000000795635&categorieLien=id](http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do;jsessionid=2D6C192E3D703F5EA395314A112747E3.tpdjo05v_2?cidTexte=JORFTEXT000000795635&categorieLien=id)〉

(12) Loi n° 2006-911 du 24 juillet 2006 relative à l'immigration et à l'intégration. Legifrance のホームページ 〈[http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do;jsessionid=2D6C192E3D703F5EA395314A112747E3.tpdjo05v\\_2?cidTexte=JORFTEXT000000266495&categorieLien=id](http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do;jsessionid=2D6C192E3D703F5EA395314A112747E3.tpdjo05v_2?cidTexte=JORFTEXT000000266495&categorieLien=id)〉

いう)<sup>(13)</sup>を制定した。こうした厳格な移民政策の背景には、フランスの昨今の移民政策は破綻しており、将来に向けては「押し付けられた移民 (immigration subie)」を抑制し、「選択された移民 (immigration choisie)」を受け入れなければならないとする政府の意図がある。

フランスに入国し、長期に滞在することを希望する移民たちは、フランス社会への統合のために、「受入・統合契約 (CAI: Contrat d'accueil et d'intégration)」を政府と結ばなければならない。この契約は次のようなものである (外国人の入国及び滞在並びに庇護権に関する法典 [以下「入国滞在庇護法典」という] L. 第 311-9 条にその規定がある)<sup>(14)</sup>。

- ・この契約を国と結ぶことによって、当該外国人は、市民研修 (formation civique) 及び必要が認められた場合には語学研修を受けなければならない。
- ・市民研修では、フランスの制度及び共和国的価値 (valeurs de la République)、特に、男女平等及び政教分離の紹介を行う。
- ・語学研修は、国が認めた資格及び免状 (diplôme) によって認定される。
- ・フランス社会についての情報提供 (session d'information) 及び職業能力適性診断 (bilan de compétences professionnelles) を受けることができる。
- ・これらの教育及びサービスは、すべて無料である (国が負担する)。
- ・しかし、滞在証の最初の更新の際に、当該外国人が、受入・統合契約を守らない「際立った意思 (une volonté caractérisée)」を示した場合には、それを滞在証の更新を許可するかどうかの考慮の対象とすることができる。

こうした受入・統合契約は、2003年7月から試行され、はじめは、すべての外国人が国と当該契約を結ぶことが「推奨される」ととどまっていたが、2006年法第5条により、それが義務化されるに至った。この受入・統合契約の重要点は、フランス入国後に、移民に対し市民研修を経てフランス共和国が持つ価値観を理解させ、さらに必要があれば、フランス語研修を課すという点である。

## 2 2007年移民法での制度強化

2007年法は、上記の移民統合政策をさらに強化している。すなわち、フランスに3か月を超えて長期に滞在しようとする場合、特に、フランスに正規に滞在している者が、16歳以上65歳未満の家族を外国から呼び寄せようとする場合には、その入国者は、フランス入国前に、当該人が居住している国で、フランス語及び共和国的価値に関するテストを受けなければならないことを規定した (2007年法第1条=入国滞在庇護法典 L. 第 411-8 条)。このテストは、「移民及び統合に関するフランス局 (OFII: Office français de l'immigration et de l'intégration)」が実施するようになった。つまり、フランス語及び共和国的価値に関する理解テストが、入国前に行われるようになったのである。

なぜ、こうした方途をフランス政府は採るようになったのだろうか。第1には、フランスに入国し、生活を始める段階から、フランス語の使用は必要不可欠であり、入国後のフランス語の習得では遅いという理由である。移民の社会統合の「効果を全体的に高める」ためには、入国以前の段階でのフランス語の研修とその試験が必要であると考えられたわけである<sup>(15)</sup>。

(13) Loi n° 2007-1631 du 20 novembre 2007 relative à la maîtrise de l'immigration, à l'intégration et à l'asile. Legifrance のホームページ <[http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?sessionId=2D6C192E3D703F5EA395314A112747E3.tpdjo05v\\_2?cidTexte=JORFTEXT000000524004&categorieLien=id](http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?sessionId=2D6C192E3D703F5EA395314A112747E3.tpdjo05v_2?cidTexte=JORFTEXT000000524004&categorieLien=id)>

(14) 本稿で用いた入国滞在庇護法典は以下のものである。Code de l'entrée et du séjour des étrangers et du droit d'asile, (version 2009), Litec, 2009.

(15) “Assemblée Nationale Rapport, no.160 (2006-2007),” p.64. Assemblée Nationale のホームページ <<http://www.assemblee-nationale.fr/13/pdf/rapports/r0160.pdf>>

第2には、フランス入国後、受入・統合契約の枠内でフランス語研修を受ける外国人が、その研修を何回も欠席するなど、「熱心さ」に欠ける場合、滞在証の更新を拒否することができるが、こうした制裁措置は、欧州人権条約第8条（私生活及び家族生活が尊重される権利）に照らした場合、実行するのは困難な措置であることが明らかになっている<sup>(16)</sup>。したがって、入国前にフランス語の研修及び試験を行い、それに合格しない者には、滞在証を交付しないという政策の方が、メリットが大きいということになる。

しかし、フランス語に関するテストは、必ずしも難しいものではないとされる。国民議会委員会審議報告書によると<sup>(17)</sup>、フランス語初級免状（DILF : Diplôme initial en langue française）に倣ったもので、フランス語の基本的な500語程度の単語さえ理解できれば、合格するレベルのテストである。これは、2006年法が規定した受入・統合契約締結後にフランス国内で受けなければならないとされるテストと同じレベルである。

フランス語テストの態様は、口頭及び筆記テストで実施され、口頭テストは、移民及び統合に関するフランス局担当者（又はその代理者）との個別面談で行われ、具体的には、日常のかつ習慣的な表現で、自己紹介をする、他人がどこに住んでいるのか、職業は何かを尋ねる又はそうした質問を聞いて応答するというものであ

ると説明されている<sup>(18)</sup>。

### 3 共和国的価値の理解義務

移民のフランス入国前に課されるテストのもう一つの大きな柱が、フランス共和国的価値の理解義務である。この理解義務は、2006年法第45条で新設された規定である。そして、この2006年法第45条は、入国滞在庇護法典L.第411-5条に挿入され、次のように定められている。

「L.第411-5条

次に掲げる理由の一つに該当する場合には、家族呼び寄せは拒否することができる。

（中略）

3° 家族呼び寄せ要求者が、受入れ国であるフランスにおける家族的生活に対応する、共和国の諸法規によって認められた基本的原理（*principes fondamentaux*）に従わない場合」

L.第411-5条は、3°以外の家族呼び寄せ上の条件を列挙している。この条件は、EUの家族呼び寄せの権利に関する2003年9月22日の閣僚理事会指令（2003/86/EC）第7条により規定されたものである<sup>(19)</sup>

第1の条件は、家族呼び寄せをしようとする者の収入についてである。当該人は、家族手

(16) 欧州人権条約第8条は、以下のように規定している。「第8条（私生活および家族生活が尊重される権利）1 すべての者は、その私生活、家族生活、住居および通信の尊重を受ける権利を有する。2 この権利の行使に対しては、法律に基づき、かつ、国の安全、公共の安全もしくは国の経済的福利のため、無秩序もしくは犯罪防止のため、健康もしくは道徳の保護のため、または他者の権利および自由の保護のため民主的社會において必要なもの以外のいかなる公の機関による干渉もあってはならない。」「欧州人権条約」大沼保昭（編集代表）『国際条約集 2007』有斐閣、2007、p.331。また、こうした説明に関しては、*ibid.*, p.65。

(17) *ibid.*, pp.61-71。

(18) こうしたテストの内容に関しては、「受入・統合契約署名者に課せられる研修に関する2007年1月19日のアレテ（省令）」を参照した。

(19) この点及びこれ以下の記述については、*Code de l'entrée et du séjour des étrangers et du droit d'asile, op.cit.* (14), p.222. 及び Emmanuel Aubin, *Droit des Étrangers*, Gualino lextensio édition, 2009, p.165. を参照した。なお、2003年のEU指令とは、「家族呼び寄せの権利に関する2003年9月22日の閣僚理事会指令（2003/86/EC）」である。当該指令に関しては、以下を参照。*Official Journal of the European Union*, L 251, pp.12-18, 2003.10.3. <<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2003:251:0012:0018:EN:PDF>>

当を除き、過去12か月間、SMIC（全産業一律スライド制最低賃金）を上回る収入を得ていなければならない。要するに、フランスに入国後、フランスの「社会的援助に頼ることなく」<sup>(20)</sup>生活していける環境にあることが条件とされる。

第2には、フランスで生活している者と比較してそれ相応の住居を有していることが条件とされる。かなり厳密にデクレ（政令）で決められており、例えば、2人であれば16平米、1人であれば9平米を下回らない住環境が必要となる。

そして、第3の条件として挙げられているのが、共和国的価値の理解義務である。2006年法案審議当時は、その共和国的価値とは、男女平等や政教分離を指すものであるとしていた。さらに、これら2つの理念に追加し、フランス第5共和国憲法第1条及び第2条に提示される、出生、人種及び宗教による非差別、法の前の平等等の理念も含まれると説明していた。

しかし、フランス共和国的価値とはそれ自体非常に抽象的である。それ故、2006年時点でも左派議員が問題視した概念でもある。2006年法第45条は、「(ビザ)申請者は、フランス共和国の法律によって認められた基本的原理に従う」ことを規定していたが、この点が合憲であるかどうかについて憲法院への付託がなされた。審議の末、憲法院は合憲であると判断した。しかし、その条件として、立法者の意図が「共和国の法律に従って、受入れ国であるフランスにおける家族的生活を規定する重要な原理」のことを言っていると限定解釈した上で、その条件であれば合憲であるという留保をつけたので

ある<sup>(21)</sup>。

この共和国的価値の理解義務は、上述のとおり、2007年法第1条に再び出現する。そこでも同様に、共和国的価値とは2006年法と同じ内容を指すとしているが、注目に値するのが、共和国的価値の理解のテストをフランス語理解テストと同じ口頭及び筆記テストで行おうとしている点である。そのテストのサンプルは、その書類の性格上、上下両院の委員会審議報告書にも掲載されていない。しかし、移民及び統合に関するフランス局等の公の委員会が移民にあらかじめ提示されるフランス語で書かれた共和国的価値の理解に関する質問等を作成し、そのことによって、評価を行う人間の「主観的判断(évaluation subjective)」<sup>(22)</sup>に陥らないようにすべきとの政府見解が示されている。

では、「フランスにおける家族的生活を規定する重要な原理」とはどのような原理を指すのだろうか。それについて、2006年12月27日のシルキュレール（通達）は次のような要素を具体的に挙げている<sup>(23)</sup>。

- ・モノガミー（一夫一婦制）であること（逆にいえばポリガミー〔複婚〕ではないこと）
- ・男女の平等性を尊重すること
- ・子ども及び児童を安全に保護すること
- ・結婚の自由を尊重すること
- ・子女等に教育を受けさせること
- ・フランスに存在するさまざまな民族及び宗教の差異を理解すること
- ・フランスが政教分離の国家であることを受け入れること

特に、フランス政府は、共同体理解の主要な要素として、政教分離及び男女平等を強調し

(20) “Assemblée Nationale Rapport, no.3058. (2005-2006),” p.164. Assemblée Nationale のホームページ 〈<http://www.assemblee-nationale.fr/12/pdf/rapports/r3058.pdf>〉

(21) “Décision n° 2006-539 DC du 20 juillet 2006.” 憲法院のホームページ 〈<http://www.conseil-constitutionnel.fr/conseil-constitutionnel/francais/les-decisions/acces-par-date/decisions-depuis-1959/2006/2006-539-dc/decision-n-2006-539-dc-du-20-juillet-2006.1010.html>〉

(22) “Assemblée Nationale Rapport, no.160 (2006-2007),” *op.cit.* (15), p.70.

(23) *Code de l'entrée et du séjour des étrangers et du droit d'asile, op.cit.* (14), p.226.



ている。政教分離に関しては、イスラム系国家の出身者の2世又は3世が、フランスにおいて職もなく、半ば見捨てられた境遇にいる場合、その者たちがイスラム原理主義にそのアイデンティティを見出してしまうという傾向やムスリムの女性が男性からのなほだしい軽蔑の対象になっていることを考慮し、フランス革命が政教分離への一歩であったこと、1791年憲法においてカトリックが国教ではなくなったこと（憲法上は、フランスにおいてカトリックは一宗教でしかない）等の歴史的経過をも教えるべきだとしている<sup>(24)</sup>。

男女平等に関しては、夫婦及び家族内でも、また、社会的及び職業的な場においても平等であることを強調すべきであるとしている。特に、先進国では、親権において男女は平等であり、離婚も男女双方から要求することができ、ポリガミーや一方的な男性からの女性の離縁（*répudiation*）は男女差別であることを非常に重要なこととして教えるべきであると示している。加えて、歴史的に見ても、現代の女性の社会的進出は目をみはるものがあることも説明すべきとしている。しかし、この点については、これまでの市民教育の中で男女平等は納得できないと主張する者が多くいることが報告されている<sup>(25)</sup>。

このように入国前審査において、共和国的価値を理解するための研修及びテストが行われている。共和国的価値に関する研修は、1日6時間（2時間休憩を入れる）<sup>(26)</sup>行われ、フランス語を話す国々の受験者は、そのほとんどが合格している（例えば、セネガル：99%、チュニジア：95%、モロッコ：91%）。

なお、フランス語テスト及び共和国的価値に関するテストに不合格であった者は、フランス入国前の現地で、語学及び市民研修を受け、

テストに合格しなければ入国できない。また、この研修は、2か月を超えない期間で、80時間から180時間の研修であり、週に換算すると10時間から20時間程度のものである。また、この研修費用は、移民しようとする者が負担するのではなく、移民及び統合に関するフランス局が負担するものとされている。

しかし、フランス政府は、共和国的価値の理解義務とセットになるフランス語テストのサンプルを公開していない。その一方で、フランスと似たような制度を採りつつ、移民が受けなければならないテストのサンプルを公開している国がある。それがオーストラリアである。次章では、オーストラリアのシティズンシップテストについて、詳細に見ていくことにする。

## II オーストラリアのシティズンシップテスト—英語理解能力とオーストラリア的制度的理解能力に関するテスト

上述したとおり、フランスとオーストラリアはその移民政策において対照的であるともいえる。また留意しなければならないのは、オーストラリアのシティズンシップテストは移民のオーストラリアへの帰化の際に行われるものであるが、フランスのテストはフランスに長期に滞在しようとする移民を対象としているということである。

こうした相違はあるものの移民に入国先共同体言語と同時に当該共同体理解義務を課するという点で共通点がある。そして、オーストラリアでの帰化で要請されている言語習得及び共同体理解がフランスでは長期滞在の条件になっていることを考慮すれば、現在のフランスがいかに厳格な入管制度を採っているかが理解されるように思われる。

(24) Haut Conseil à l'intégration, *Étude et intégration : Faire connaître les valeurs de la République*, Paris: La documentation française, 2009, p.38.

(25) *ibid.*, p.36.

(26) *ibid.*, p.44.

## 1 シティズンシップテストに至る経緯

オーストラリアは、18世紀末にイギリス人が植民地建設のための定住を始めて以来、移民によって国家が形成されてきた典型的な移民国家である。特に、第2次世界大戦後、国防上の理由及び経済復興のために大量移民政策が採られ、現在まで680万人の移民を受け入れている。2008-2009年度には、家族移民、技術移民、人道移民等を含めて185,300人の移民が受け入れられている<sup>(27)</sup>。そして、こうした移民政策を一元的に管理するのが、移民及び市民権省 (Department of Immigration and Citizenship) である。

オーストラリアは上述したように、多文化主義 (Multiculturalism) を採用する国である。多文化主義とは、移民・難民定住者や先住民族等の文化的少数派であるエスニック・マイノリティーが持つ原初的な愛着を重視して、個々の文化・言語・宗教の維持発展を認めるとともに必要な支援を行い、円滑な「多文化共生 (Cooperation in Diversity)」を実現することを目的とするものである<sup>(28)</sup>。

しかしながら、関根政美・慶応大学教授は、第2次大戦後のオーストラリアの多文化主義は、「福祉主義的多文化主義 (Social Multiculturalism)」から「経済主義的多文化主義 (Economic Multiculturalism)」へ変化してきたと指摘している<sup>(29)</sup>。前者は、国際移民を生み出し始めた1960年代の多文化主義であり、

この時期の移民・難民は先進諸国農村地域又は開発途上諸国出身者が多く、オーストラリアではこうした者たちは社会的弱者になりやすい傾向にあったため、生活支援を重視した福祉国家の延長線上にある政策を採用することになった。一方、後者は、1990年代において福祉主義的多文化主義が疑問に付された時期から提唱されたものであって、移民・難民も国民国家の経済発展のための「人的資源 (human resource)」として捉え、移民・難民の社会参加を促し、主流国民との競争を進める「多文化競争 (Competition in Diversity)」を提唱するものである。こうした経済的論理を優先させ、移民の効果的な社会統合を求める政府の意図が如実に反映されているのが、2007年10月1日から実施されているシティズンシップテストである。

シティズンシップテストは、オーストラリア市民権の取得を目指す移民に課せられるもので、2007年3月に成立した「2007年オーストラリア・シティズンシップ法 (Australian Citizenship Act 2007)」がその基本法としての位置を占めている。そして、この法律に従い、立法者は、2007年9月に、実際のシティズンシップテストを定める「2007年オーストラリア・シティズンシップ改正 (シティズンシップテスト) 法 (Australian Citizenship Amendment (Citizenship Testing) Act 2007)」制定し、テストの態様を規定した<sup>(30)</sup>。このテストは、オーストラリア

(27) “Fact Sheet 2 - Key Facts in Immigration.” オーストラリア移民及び市民権省ホームページ 〈<http://www.immi.gov.au/media/fact-sheets/02key.htm>〉

(28) 関根 前掲注(10), p.23.

(29) 同上, p.22.

(30) Australian Citizenship Act 2007 の2007年10月1日バージョンは、次のURLで参照が可能である。〈<http://www.comlaw.gov.au/comlaw/Legislation/ActCompilation1.nsf/0/2083D6A397CA0B74CA2573680020939D?OpenDocument>〉 当該法第2A条に「申請による市民権の獲得 (Acquiring citizenship by application)」があり、その第3項に「第3は、授与 (conferral) による市民権である。一般に、授与による市民権を申請するためには、永住者であり、かつ、進んで義務の宣誓を行う必要がある。シティズンシップテストを受けて合格する必要がある場合もある。(後略)」と規定されている。また、シティズンシップテストの詳細な規定に関しては「第23A条シティズンシップテスト」に記載されている。Australian Citizenship Amendment (Citizenship Testing) Act 2007 は以下のURLで参照が可能である。〈<http://www.comlaw.gov.au/comlaw/Legislation/Act1.nsf/0/029B7DB2C21CE4ACCA25736000153F81?OpenDocument>〉

の文化、歴史、地理、政治等から英語で出題される 20 問に回答し、正解率 60% 以上で市民権取得資格が得られる（ただし、正解が必須の設問が 3 問ある）というものであった。しかし、導入当初は、不合格率が 20% 程度あり、テスト内容に問題があるのではと指摘され、オーストラリア人でも知らない雑学的なクイズが多いとして、批判も強かった<sup>(31)</sup>。

シティズンシップテスト導入直後の 2007 年 11 月の総選挙で労働党が大勝し、労働党政権が誕生した後、政府は前政権のシティズンシップテストの見直しを行った。2008 年 4 月、エバンズ移民及び市民権相は、市民権テストの内容や運用及び効率的改善方法を検討するため「オーストラリア・シティズンシップテスト検討委員会 (Australian Citizenship Test Review Committee)」を設置し、同年 8 月報告書<sup>(32)</sup>が提出された。当該報告書は、テストの内容と実施面に焦点を当てた 34 項目に及ぶ勧告を提示し、政府はうち 27 項目に同意した<sup>(33)</sup>。特に注目すべきであるのは、シティズンシップテストの目的は、オーストラリア市民になる上で、民主的信条 (democratic beliefs)、法、権利、責任及び市民としての権利を十分に理解し、それを証明することにあるということが明記され、これに政府が同意していることであろう（特に、報告書の勧告 1 及び 5）。そのようにして、移民の「社会的結束及び包摂 (Social Cohesion and

Inclusion)」<sup>(34)</sup>が目指されていると言える。こうした委員会の勧告を受けて、テストの見直しに着手した政府は、同年 11 月、シティズンシップテストの大幅な改定を公表した。新たなテストは、オーストラリア市民としての誓約 (Pledge of Commitment) をその中核に据え、上記のように、オーストラリアの民主的信条、権利、法体系等に関する設問が中心となって、同国に関する一般的知識を問うクイズのような設問や正解必須問題はなくなったが、合格に必要な正解率は 60% から 75% に引き上げられた。テスト受験者が参照する解説書もわかりやすい英語に書き改められ、内容もテストに出る部分（前記誓約に関するもの）と出ない部分（オーストラリアに関する広範な知識関連）の 2 部構成となった<sup>(35)</sup>。

## 2 シティズンシップテストの内容

シティズンシップテストは、まず、そのテストを受けようとする外国人に対し、『オーストラリア・シティズンシップ：我ら共有のきずな』(以下「テキスト」という)<sup>(36)</sup>を読ませることから始まる。

このテキストの非常に重要な点は、英語で書かれており、かつ、英語でオーストラリアの制度（人権規則及び統治機構等）の説明が行われていることである。つまり、シティズンシップに合格するために必要な英語力をシティズン

(31) 例えば、クリケットのオーストラリアの英雄ドナルド・ブラッドマンの名前を答えさせる等「トリビア・クイズ」が多かったとの指摘がある。「市民権テストが大幅改訂」*Jams news*, 2009.9.17. <<http://news.jams.tv/jlog/view/id-6028>>

(32) Australian Citizenship Test Review Committee, *Moving forward...Improving Pathways to Citizenship: A report by the Australian Citizenship Test Review Committee*, August 2008. <[http://www.citizenship.gov.au/\\_\\_data/assets/pdf\\_file/0015/208140/moving-forward-report.pdf](http://www.citizenship.gov.au/__data/assets/pdf_file/0015/208140/moving-forward-report.pdf)>

(33) Australian Citizenship Test Review Committee, "Recommendations and Government responses," オーストラリア移民及び市民権省ホームページ <[http://www.citizenship.gov.au/\\_\\_data/assets/pdf\\_file/0018/208161/recommendations-government-response.pdf](http://www.citizenship.gov.au/__data/assets/pdf_file/0018/208161/recommendations-government-response.pdf)>

(34) "Letter to the Minister," in *Moving forward...Improving Pathways to Citizenship: A report by the Australian Citizenship Test Review Committee*, *op.cit.* (32), p.1.

(35) この段落の記述は、武田 前掲注(10)を全面的に参照した。

(36) *Australian Citizenship : Our Common Bond*, オーストラリア移民及び市民権省ホームページ <[http://www.citizenship.gov.au/learn/cit\\_test/\\_pdf/australian-citizenship-nov2009.pdf](http://www.citizenship.gov.au/learn/cit_test/_pdf/australian-citizenship-nov2009.pdf)>

シップ準備用のテキストを読むことで最低限学習し、同時に、オーストラリアで生活していく上での基本的知識を涵養させようというのが、立法者の意図であると考えられる。テキストの冒頭「オーストラリア市民になること (Becoming an Australian citizen)」において、以下のような説明がある。

「オーストラリア・シティズンシップテストは、あなたがオーストラリア及びシティズンシップが持つ責任・権利に関する適切な知識を有しているかを評価することを目的としている。

また、シティズンシップテストは、あなたが英語の基礎的な知識を有しているかを評価することをも目的としている。英語は、私たちの国家言語である。英語で意思伝達をすることによって、あなたがオーストラリア社会でより積極的な役割を果たすことができるようになる。英語で意思伝達できることで、オーストラリアが提供する教育、雇用及びその他の機会を十分に活用できるようになる<sup>(37)</sup>。」

もちろん、このテキストを英語で読めない者に対して、テキストは37か国語に翻訳されており、英語のテキストと同時に母語でも読むことができる。要するに、オーストラリアの立法者は、移民の母語との併読でもよいので、オーストラリアで最低限生活できるための英語をシティズンシップテストを通じて学んでほしいと意図していると言えよう。

テキストは、2部に分かれている。すなわち、第1部がシティズンシップテストの対象となるセクションである。以下のような構成になっている。

- ・パート1：オーストラリアとその人々 (Australia and its people)
- ・パート2：オーストラリアの民主的信条、権

利及び自由 (Australia's democratic beliefs, rights and liberties)

- ・パート3：オーストラリアの政府及び法 (Government and laws in Australia)

第2部は、テストの対象ではないが、オーストラリアの歴史及び文化の詳細な説明がある。

- ・パート4：今日のオーストラリア (Australia today)
- ・パート5：我らオーストラリアの物語 (Our Australian story)

こうしたシティズンシップテストに関して、本稿で特に検討したいのは、いかにして移民にオーストラリア的価値観を理解させるかという点であるので、上記パート2を中心に以下に見ていく。

パート2は、次の4部に分かれている。すなわち、①我らの民主的信条、②我らの自由、③我らの平等、④オーストラリア・シティズンシップの責任及び権利、である。それぞれの部分に重要箇所があるので、移民が持たなければならない精神的信条、移民が持つことのできる自由並びに移民が有する責任及び権利という3点から整理すると次のようになる<sup>(38)</sup>。

- (1) 移民が持たなければならない精神的信条
  - ・議会制民主主義の尊重：オーストラリア国家は政府により統治されるが、その政府は投票で選ばれた国民の代表である。
  - ・法のルール：オーストラリア市民は、法を遵守しなければならない。同市民は、法の下に平等である。
  - ・平和に暮らすこと：政府の統治のもとで平和に暮らしている。何らかの変革が必要な場合にも、平和な議論によって変革を行わなければならない。
  - ・背景に関係なく、あらゆる個人を尊重する：オーストラリアにはさまざまな人種が居住

<sup>(37)</sup> *ibid.*, p.4.

<sup>(38)</sup> *ibid.*, pp.17-21.

しているが、法に触れない限りにおいて、その者の有する信条及び伝統を守ることができる。

- ・ 窮乏状態にある者への同情：オーストラリアには仲間意識 (mateship) が存在する。窮乏状態にある際には、市民はお互いに助け合わなければならない。

## (2) 移民が持つことのできる自由

- ・ 言論及び表現の自由：他人の権利を侵害しない限りにおいて、オーストラリア市民には、言論及び表現の自由が与えられる。
- ・ 結社の自由：政治的、宗教的、文化的又は社会的グループを自由に作るができる。
- ・ 宗教の自由及び世俗的 (非宗教的) 政府：オーストラリア政府は、「非宗教的である (secular)」。したがって、国の公式な宗教は存在しない。移民がいかなる宗教を信条として持っていたとしても構わないが、ポリガミー等の特殊な宗教的実践は、違法である。
- ・ ジェンダー、人種、障害の有無又は年齢にかかわらず、平等に扱われる。特に、男女の平等、社会階級により生じる不平等の是正 (機会の平等) を保障する。

## (3) 移民が有する責任及び権利

### <責任>

- ・ オーストラリア法に従うこと。
- ・ 州若しくは地方公共団体議会議員選挙等又はレファレンダム (国民投票) の際に投票を行うこと。
- ・ 国家が安全保障上危険にさらされている場合には、国家を防衛すること。
- ・ 陪審員に選ばれた場合には、それに加わること。
- ・ 税を納付すること。税は、保健、教育、防衛、道路及び鉄道建設、社会保障等に使用され、それを移民も享受することになるので、税はオーストラリア国家への直接的な貢献である。

### <権利>

- ・ オーストラリアの公務員 (軍隊を含む) になる権利を有する。
- ・ 18 歳以上の者は、選挙権を有する。
- ・ パスポート (旅券) を取得し、出入国 (特に再入国) が自由となる。再入国の際にビザを取得する必要がなくなる。
- ・ 海外で、何らかの災害等に遭遇した場合、オーストラリア政府の公的援助を受けることができる。
- ・ オーストラリアの市民権を持つ者は、海外で子を出産した場合でも、その子の国籍をオーストラリア国籍とすることができる。

こうしたテキストの内容を理解した上で、移民に課せられるパート 2 (オーストラリアの民主的信条、権利及び自由) に関する模擬テストは、以下の表 1 のように示すことができる<sup>(39)</sup>。

このようなオーストラリアの事例と第 I 章で検討したフランスの共同体言語習得義務及び共同体理解義務のアプローチとを比較すると、次に掲げる点で共通していると考えられる。

①外国人が<入国前に>又は<入国後>にかかわらず、共同体言語習得義務及び共同体理解義務を負う。

②共同体言語 (フランス語又は英語) で、共同体の基本原則及び諸制度をその者が理解しているかどうかの判断を政府が行う。

また、フランスの移民入国時における共同体理解義務の内容とオーストラリアのそれとの間で重なっている部分はないだろうか。以下の点で相似があるように考えられる。

- ・ 男女の平等性を尊重すること。
- ・ (上記に付随して) モノガミーであること。ポリガミー (複婚) ではないこと。
- ・ 政府が政教分離 (非宗教的な) の国家であること。

<sup>(39)</sup> *ibid.*, p.34.

表 1：民主主義的価値に関するシティズンシップ模擬テスト一覧

問い	選択肢	正解
オーストラリアの政府システムとして正しいのはどれか？	a：オーストラリア女王が国会議員を選ぶ。 b：政府は、国民による選挙で選ばれる。 c：首相が国会議員を選ぶ。	b
オーストラリアの政府システムとして正しいのはどれか？	a：政府は、複数の宗教は許可しない。 b：オーストラリア政府は、非宗教的である。 c：宗教法は、国会で制定される。	b
言論の自由の例として適当なものはどれか？	a：新聞はいかなる記事も書くことができる。 b：男女は、裁判所で平等に扱われる。 c：国民は宗教の自由を持たない。	a
オーストラリアにおける平等に関する説明のうち正しいものはどれか？	a：誰もが同じ宗教を信じる。 b：男女は、同じ権利を有する。 c：誰もが同じ政党に属する。	b
18歳以上のオーストラリア市民が持つ責任とは？	a：地方自治体の集会に参加する。 b：選挙の際に投票する。 c：パスポートを持つ。	b
18歳以上のオーストラリア市民が持つ責任とは？	a：地方公共団体の役務を行う。 b：いつもパスポートを持っている。 c：陪審員に選ばれたらその役務を果たす。	c
パスポートに関する説明のうち正しいものはどれか？	a：オーストラリア市民は、パスポートを作成してもらうことを要求することができる。 b：永住者はパスポートを持つことができる。 c：オーストラリア市民はパスポートを持っている必要があり、帰国（再入国）する場合には常にビザが必要である。	a

(出典) Australian Citizenship: Our Common Bond, p.34. を基に筆者作成

・国内に存在するさまざまな民族、その者たちが持つ宗教等を尊重すること。

フランス及びオーストラリアの移民テストにおいて共通していることは、西洋民主主義の根幹にかかわる制度であり、明らかにイスラム教を国教としている国からの移民に対して、当該価値を理解させようとする意図が見て取れる。この意味において、フランス及びオーストラリアという西洋民主主義を精神的価値として成立する共同体に居住しようとする移民に対し、その価値を理解させる義務を政府が負うということは自然な流れであった。

以上見てきたように、フランスは入国前、オーストラリアは入国後という違いはあるが、入国先共同体言語及び共同体理解をセットにし

て移民に学ばせるという形式は共通性を持っている。要するに、そのようにして、移民の社会統合を効果的に推し進めようとしているのである。それでは、こうした方法に問題はないのだろうか、あるいは現在疑義は呈されていないのだろうか。フランスにおいては、共同体理解義務を、移民に対し（新規移民のみならずフランスに定住しているが社会統合されていない移民2世、3世も含む）強制的に課すという現状が見られており、左派を中心に批判が出されている<sup>(40)</sup>。

### III フランスにおける共同体理解義務の強化とそれへの批判

フランスにおける移民統合問題が如実に表

(40) なお、オーストラリアのシティズンシップテストに関しては、批判はあまり多くは出されていないようである。「トリビア・クイズ」がなくなって公平なテストになったという評価も見られる。“‘Fairer’ test for citizenship,” *New Zealand Herald*, 2009.10.20. しかし、合格のための正答率が75%というのはいささか高すぎるのではないかととの反応もみられる。“A test of value fails to measure up,” *Sydney Morning Herald*, 2009.10.19.

れたと政府が判断したのは、数回のサッカーの国際親善試合の国歌唱和の際に、移民2世、3世等によるヤジによってその国歌がかき消されるという事態が生じたことによる<sup>(41)</sup>。

こうしたことを背景にして、ブリス・オルトフ移民相（当時）は、統合高等評議会（HCI: Haut Conseil à l'intégration）<sup>(42)</sup> に対し、フランスに長期に滞在する者がフランス共和国の持つ制度及び価値を分かち持つためにはどうすればよいのかについて諮問した。その統合高等評議会による答申が2009年に発行された『共和国的価値を知らしめる』<sup>(43)</sup>（以下「共和国報告書」という）である。

共和国報告書では、まず、6時間という市民研修では共和国的価値を充分に知ることにはならないことを指摘し、①原始時代から現代までの歴史、②フランス共和国のシンボル（マリアヌヌ像及びラ・マルセイエーズの国歌等）、③フランス共和国の諸原理、④フランス共和国の諸制度、⑤人権、⑥フランス国籍取得への道、⑦欧州連合（EU）の7項目について深く学ぶ機会を準備すべきであると主張している。そして、この教育は移民及び統合に関するフランス局ではなく、国家教育を担当する省が行うべきであるとしている<sup>(44)</sup>。

その具体的な方法として提示されているのは、オーストラリアに見られるようなインターネットを活用した研修方法である。すなわち、市民研修に関するサイトを作成し、①フランスの歴史、②共和国的価値の主要なものの説明：

自由、平等、同胞愛（fraternité）、民主主義及び政教分離、③フランスの諸制度、をコンテンツとする。また、この3分野に関する模擬テスト（自分で回答し採点ができるテスト）をダウンロード可能とする。このようにして、フランス入国前から、つまりは、入管テスト前に十分に共和国的価値を理解することのできる機会を設けるべきであるとしている<sup>(45)</sup>。

また、根本的に、共和国的価値の学習を入国時に限って行うことには、移民2世、3世の存在からして社会統合上効果的ではないという判断が働き、小学校等においても、いわゆる市民教育が行われるべきであるとしている。教育法典L.第321-3条には、小学校では「義務的に国家及び国の歴史の学習を含む市民教育」を行うことが明記されている<sup>(46)</sup>。これを法的根拠として、統合高等評議会は、フランス共和国の象徴であるマリアヌヌ像の設置、国旗の掲揚及び国歌ラ・マルセイエーズ等の唱和を行い、共和国的価値の「内面化（intériorisation）」を初等教育時から図るべきであると主張している<sup>(47)</sup>。また、入国時のみならず、10年滞在時及びフランスに帰化を申請する場合にも、こうしたテスト及び必要があれば研修を行うべきであり、移民の生涯の中に、フランスの共同体理解を教育する機会を何回も設けるべきであるとの意見も提示している<sup>(48)</sup>。

こうした考え方に対し、左派の政治家及び主として『リベラシオン』等の左派メディアからは批判の声が出されている。2007年法が国

(41) 実際の試合は、以下のとおりである。①2001年フランス対アルジェリア、②2002年バステリア（地中海のコルス地域圏の都市）対ロリアン（大西洋側ブレスト近くの都市）、③2003年フランス対モロッコ、④2008年フランス対チュニジア

(42) 統合高等評議会とは、外国人出身のフランス長期滞在者及び外国出身のフランス永住者等の社会統合政策を図る機関であり、主たる任務は、首相の求めに応じて、移民の社会統合政策に関する意見を表明すること及び社会統合に関する省庁間連携を図ることである。

(43) Haut Conseil à l'intégration, *op.cit.* (24).

(44) *ibid.*, p.45.

(45) *ibid.*, p.59.

(46) 本稿で用いた教育法典は、以下のものである。Code d'éducation, 4e édition (édition 2010), Dalloz, 2009.

(47) Haut Conseil à l'intégration, *op.cit.* (24), p.74.

(48) *ibid.*, p.64.

会で議論の対象となっていたときに既に、特に、『リベラシオン』は、「SOS 人種主義」の意見を引用しながら、共和国的価値の理解義務を移民に過剰に課すことは、フランスの伝統的なナショナリズム的価値を移民に押し付けることにならないか、との危惧を呈していた。さらに、国民の10人に1人が移民である（フランス国民約6100万人の中に移民は500万人いると言われている）という事実を前にして、サルコジ大統領は、大統領選挙キャンペーン中に予告していたとおり、2009年10月から2010年1月にかけて、フランス共和国的価値とは何か、ひいては「フランス人とは何か（«Qu'est-ce que les Français?»）」という大きな問いを立て、それに関しての国民的議論の場を設けた。保守派のサルコジ大統領の意図したところは、フランス人を定義し（すなわち、ナショナル・アイデンティティを定義し）、国民の誇りを再確認するということであり、加えて、この過程を通じてフランス的制度についての認識を、移民を含めた国民が共有し、社会統合を推し進めようということに集約される。しかしながら、この議論に関しても、左派の政治家のみならず、知識人等から批判が相次いでいる。その批判にはさまざまな種類があるが、以下の3点に整理できるように考えられる。

- ・共和国的価値とはそもそも主観的なものであって、その「客観的基準（critère objectif）」もあいまいである。国家が移民等を誘導して、当該価値を押しつけ共同体に所属する意識を作り出すことは自然なことではない<sup>(49)</sup>。
- ・こうした議論は、特にイスラム系移民に対して、スティグマ化（ある他者や社会集団に対し

負の表象又は烙印を与えること）を推し進めることになり、結果的に、国民を統合するというよりも、差別又は偏見を助長し、国家内のさまざまな民族等の自己閉鎖的感情を生み出してしまふ<sup>(50)</sup>。

- ・こうした議論の場を経済危機の最中に敢えて設定したのは、政府の経済政策の失敗や失業問題等を（不法移民を含む）移民等の存在に転嫁するものではないか。また、そのようにして2010年3月に行われる州議会議員選挙を考慮に入れて、極右票を手に入れようとする算段があるのではないか<sup>(51)</sup>。

こうした批判は、共同体理解を政府が一方的に決定することで、ある規範が生まれ、その規範が逸脱を作り出し、それを矯正するという、言わば悪しき連鎖反応が生じるのではないかという危惧であると言えるのではないだろうか。

#### IV 共同体理解義務の必然性に関する考察

本稿をまとめるにあたり、以下の2点について検討を行いたい。

第1には、フランス及びオーストラリアにおいて見られた共同体言語習得義務と共同体理解義務とをセットにして移民を受け入れることが、日本にとってどのような示唆を与えるのかという点である。

第2には、移民に共同体理解義務を課すことに対し、第Ⅲ章において示した通り疑義が呈されているが、それをどのように考えるかという問題である。

(49) ジェラルド・ノワリエル（Gérard Noriel）・パリ社会科学高等学院教授の意見である。Gérard Noriel, “Un réaménagement du discours conservateur,” *Le Monde*, 2009.4.22.

(50) ミシェル・ヴィヴィオルカ（Michel Wieviorka）・パリ社会科学高等学院教授の意見である。Michel Wieviorka, “Ce débat conforte des positions de fermeture et de xénophobie, plus que d’ouverture,” *Libération*, 2009.12.4.

(51) こうした意見は、マルチン・オブリー社会党（PS）第1書記及び与党・国民運動連合（UMP）の一部の議員から出ているものである。“Identité nationale: l’indignation de Martine Aubry,” *Le Monde*, 2009.11.18 ; “François Baroin : «Le débat sur l’identité nationale ne peut que servir le FN»” *Le Monde*, 2010.1.20-21.



## 1 日本への示唆—現地調査による視点から

2009年6月に外国人集住都市の一つである群馬県太田市及び大泉町の現状について、筆者は現地調査を行った<sup>(52)</sup>。その際に、両自治体の外国人担当職員がそろって指摘していた点は、外国人に対する行政の中で一番難しいのは、やはり、言語が通じないこと及び日本の社会生活に関わる諸制度がどうしても移民にとって理解困難であるということであった。

リーマンショック以降、外国人非正規労働者の解雇は深刻な問題となりつつある。こうした者で新しい職を得ようとする場合には、日本語運用能力が必須であるとのことであった。しかし、仕事の現状に目を移せば、工場で働く外国人（この地域では主として日系ブラジル人）は流れ作業を行うのみであり、マネージャーである日本人使用者から通訳を介してポルトガル語で指示を受ける。したがって、労働時間外に自ら日本語を勉強しない場合には、全く日本語が習得されない状況に陥る。外国人担当職員は、次の2点を要望していた。第1に、日本で就労しようとする外国人に対し、日本語能力に応じてインセンティブを与えることである。日本語能力を有する外国人の在留期間をそうでない者に比して長くする制度の構築を望むとのことであった。第2に、フランスのように移民の入国以前に日本語をある程度習得させるという制度は構築が困難であり、目指すべきは、入国後の

日本語学習制度を充実させることである。特に、太田市における日本語教育は、退職した教員等によるボランティアが中心となり運営されており、それ故、その講習は十分なものではない<sup>(53)</sup>。したがって、国がJSL (Japanese as Second Language) 等<sup>(54)</sup>の教員が日本語を教える機会を教育施設だけではなく、労働者に対しても与えてほしいという要望があった。

次に日本の共同体理解に関する問題である。現地調査の際に聴取した外国人担当職員が口をそろえていたことだが、外国人は日本における義務を理解しない（理解できない）ケースが多くあり、その筆頭が納税問題であるとのことであった。日系ブラジル人を中心とする外国人はただでさえ母国への仕送り等で生活費が厳しい中、なぜ短期間しかいない地方自治体及び国に対し、税を納めなければならないのか理解できない場合が多く見られると語っていた。こうしたことを考慮すれば、今後移民を受け入れる場合には、日本語教育及び日本の制度理解教育を同時に行うインフラを整備することに関し検討の余地があるように思われる。

## 2 共同体理解義務の可能性と限界について

フランスもオーストラリアも、民主主義体・基本的人権の尊重を国是としている国であり、日本もそうした点では同様である。したがって、男女平等、政教分離等の重要な価値につい

(52) 2009年6月22日から23日にかけて、我が国における外国人集住都市の一つの地域である群馬県太田市及び大泉町における外国人非正規労働者及びその子女の現状及び問題点について調査を行った。

(53) こうした指摘は、報道等においても散見される。「日本語学ぶ場 貧弱」『朝日新聞』2009.8.24。この記事によると、日本語教育能力検定試験の合格を採用条件とする日本語学校等があるが、そうした教師の給与が低いという問題がある。非常勤の平均時給は1,889円、常勤の場合には、平均月収は21万1千円である。こうした教師の72%が待遇が「悪い」と感じ、自由記入欄には「家族を養えない」、「国のバックアップが必要」という要望があるという。

(54) JSLとは、外国人の特に子女が第2外国語として日本語を学習する場合、その学習を専門的に支援する教育を意味する。文部科学省の『「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況等に関する調査（平成20年度）」の結果について』2009.7.3.によれば、我が国の公立小・中・高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒数は、28,575人であり、平成19年度から12.5%増加している。そうした子女の母語は、ポルトガル語、中国語、スペイン語の順に多くなっている。この3言語で全体の7割を占めている。上記の文部科学省の発表資料は、以下のURLで参照可能である。〈[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/21/07/\\_icsFiles/afieldfile/2009/07/03/1279262\\_1\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/21/07/_icsFiles/afieldfile/2009/07/03/1279262_1_1.pdf)〉

ては移民に対し理解を求めることは自然なことであると考えられる。

しかし、入国先共同体の制度は、次の2つに区別され得るのではないと思われる。すなわち、第1に、共同体に居住する上で遵守すべき外面的な制度である。第2に、当該共同体において課され、当該人のアイデンティティ（精神的性及び内面性）に密着する制度である。

外面的な制度とは、フランス及びオーストラリアの例を採れば、男女平等、政教分離、結婚の自由を尊重すること、児童等に教育を受けさせること、モノガミーであること<sup>(55)</sup>、他者が持つさまざまな差異を認めること等が挙げられよう。また、我が国の場合で言えば、納税の義務もここに当てはまるものと考えられる。したがって、こうした外面的な制度に関しては、入管時に移民に対して、その理解を義務として求めることは不可能ではないように思われる。

しかしながら、当該共同体において課され当該人のアイデンティティに密着する精神的制度として挙げられるのは、過去にフランスで問題になったスカーフ事件や現在フランスでの国民的議論の対象となっているブルカ問題<sup>(56)</sup>のようなケースである。つまり、外国人の宗教的信条に関係する受入先共同体の制度である。

スカーフ事件とは、2004年2月、ムスリムを多く抱えるフランスにおいて、公立学校において宗教的信仰を「公然と示すような」宗教的な服装又は標章等の宗教的シンボルの着用を禁止する法律が制定されたことである<sup>(57)</sup>。これはムスリムのスカーフ着用だけではなく、キリスト教徒による十字架着用行為及びユダヤ教徒によるキツパ（帽子）の着用行為にも適用されるものであるが、この法律の制定意図は、イスラム教徒のスカーフ着用禁止にあったと指摘されている<sup>(58)</sup>。

ブルカに関しては、現在、さまざまな意見が表明されている段階であり、簡単に結論を出すことはできないであろう。すなわち、ムスリムの立場からすれば、ブルカはイスラムの教えに忠実に女性としての清廉を示すために必要な着物であり、イスラム教徒の精神的価値において重要な位置を占めていることになる。その一方で、西洋民主主義的な男女平等の観点からすれば、女性の容姿を他人に全く見せることができないというのは、男性の女性蔑視の象徴であり、特に公の場でブルカを着用するというのは、政教分離原則に反することになるという立場がある<sup>(59)</sup>。フランスの国会は公共の場においてブルカを着ることを禁止する法律を整備する必

<sup>(55)</sup> このようにフランスではポリガミーは禁止されているが、実際のところ、フランスに定住する西アフリカ系移民世帯のうち、1万2千から3万が一夫多妻制であるとの報告もある。こうした現状を踏まえた貴重な文献として、園部裕子「フランスの西アフリカ系移民一夫多妻婚世帯と女性の地位—パリ市における社会・文化的仲介団体の事例から」『フランス文学』27号、2009、pp.65-79。が挙げられる。

<sup>(56)</sup> ブルカ (burqa) とは、イスラム教女性が全身を隠すために着用するものであり、サルコジ大統領は2009年6月23日の議会演説で、「ブルカは宗教のシンボルではなく、従属の象徴、女性蔑視の象徴」と批判し、「フランスでは歓迎されない」と述べた。政教分離の観点から、フランス政府は、公立校や役所などでイスラム女性のスカーフ着用を原則的に禁じているが、アラブ系移民の多い居住区では、ブルカを着用する女性も多くいる。"Sarkozy: «La burqa n'est pas la bienvenue»,」 *Le Figaro*, 2009.6.23.

<sup>(57)</sup> Loi n° 2004-228 du 15 mars 2004 encadrant, en application du principe de laïcité, le port de signes ou de tenues manifestant une appartenance religieuse dans les écoles, collèges et lycées publics (公的な小学校、中学校及び高等学校においてある宗教に所属していることを示す標章又は服装を、政教分離 (ライシテ) の原理を適用し、限定する2004年3月15日の法律第2004-228号) Legifrance のホームページ ([http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do;jsessionid=0321DFB51BF28E17D3F6F4B8B35E6C45.tpdjo06v\\_3?cidTexte=JORFTEXT000000417977&categorieLien=id#](http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do;jsessionid=0321DFB51BF28E17D3F6F4B8B35E6C45.tpdjo06v_3?cidTexte=JORFTEXT000000417977&categorieLien=id#))

<sup>(58)</sup> このような指摘に関してはさまざまな文献があるが、まとまったものとしては、阪口正二郎「リベラル・デモクラシーにとってのスカーフ問題」内藤正典・阪口正二郎編著『神の法 vs. 人の法—スカーフ論争からみる西欧とイスラムの断層』日本評論社、2007、pp.30-68。が挙げられる。

要性があるとの報告を行っているが<sup>(60)</sup>、予断は許されない状況にあると言えよう。個人のアイデンティティに関係するような共同体理解義

務は、厳密な基準に従って移民等に課されるべきであるように思われる<sup>(61)</sup>。

(すずき たかひろ)

59) こうした西洋的価値からの反論に対して再反論もありうる。ある女性たちは自らの意思でスカーフを被る。というのは、スカーフの着用は、ムスリムとしての自らの宗教的所属を表明するものではなく、髪はムスリムでは性的な対象であるのだから、髪を見せないことで男性からの性的視線を逃れるための「積極的で自律的な立場」の表明であるという意見である。こうした指摘に関しては、同上, p.41.

60) Rapport d'information au nom de la mission d'information sur la pratique du port du voile intégral sur le territoire national, n° 2262 déposé le 26 janvier 2010 par M. Éric Raoult. <<http://www.assemblee-nationale.fr/13/pdf/rap-info/i2262.pdf>>

61) この点については、上述の阪口正二郎・一橋大学大学院教授は、樋口陽一・東京大学名誉教授の議論を引き、次のように考察を深めている。すなわち、樋口教授によれば、フランスは「ルソー＝一般意思＝統合モデル」の国家であり、アメリカは「トクヴィル＝多元主義モデル」の国家である。この統合モデルは「中間団体を担い手とする多元主義を原理的に否定して諸個人と集権的国家の二極構造を定礎した」ものであり、それ故、「国家による自由」としての政教分離が「国家からの自由」である「信教の自由」に優越する。一方、アメリカは「身分封建制度を知らず、はじめから自由な諸個人の存在を想定できた」が故に、政教分離の厳格解釈よりは信教＝教育の自由の法に重点が置かれた。翻って我が国を考えると、「(前略) 日本では、最も重要な中間団体＝『イエ』[家]が、国家権力に対する身分制度的自由の楯としての役割を果たすよりは、国家権力の支配を伝達する下請け機構として機能した」時代が過去にあり、1946年の日本国憲法により、個人の解放が初めて謳われたことにかんがみれば、樋口教授の「①個人を圧迫するような我が国における中間団体のあり方に対する批判、②『自律的な個人』という近代立憲主義の前提とする人間像への強い執着、③自律的な個人とデモクラシーを支える市民を育てる上での公教育の役割の強調、④また政教分離に関しては、日本は戦前のありように対する反省から厳格分離をとるべきである」という態度決定があり、こうした考えに基づくのであれば、ムスリムの公共の場でのスカーフ及びブルカの着用へのフランス政府の政教分離原則による対応も真剣な考慮に値するのではないかと結論付けている。阪口 前掲注58, pp.56-59; 樋口陽一『近代国民国家の憲法構造』東京大学出版会, 1994, 特に pp.66-69; 樋口陽一『憲法(改訂版)』創文社, 1998, 特に pp.37-43.

付表：EU 諸国における共同体理解義務の態様

国	受入国での共同体理解教育
イギリス	法規定はないものの、2006年から長期滞在及び帰化希望者に対しては、入国前に、英語及びイギリスのシティズンシップに関するテストを課している。市民研修は英語で行われ、共同体言語と共同体理解の同時の学習を行っている。
イタリア	移民に対して包括的に入国前にイタリア語及びイタリアのシティズンシップに関するテストを課すことは行っていない。しかし、モルドヴァ、モロッコ及びエジプト等との間で2国間協定を結んでおり、当該国からの職業的移民は、初級イタリア語の講習及び職業訓練を受ける。この講習及び研修に対しては、イタリア政府が援助をし、無料で実施される。
エストニア	2008年-2013年の計画においては、移民に対して市民教育を実施することになっており、エストニアだけではなくEUに関わる事項も教育内容に入る予定である。なお、帰化を申請する者に対しては、現在でもシティズンシップテストは義務的である。政府が援助をし、無料で実施される。
オーストリア	移民受け入れ後、言語教育及び市民教育が同時に行われる。市民教育は、ヨーロッパ的民主主義的社会的価値、オーストリアの国家的、政治的制度、社会サービスへのアクセス及び社会的保護のシステム等について行われる。
オランダ	1998年に、ヨーロッパ諸国で最初に、受け入れた移民に対し、言語教育及び市民教育を義務的に受けさせるための法律を制定した。当初は、言語教育は550時間、市民教育は30時間となっていたが、その後、移民の言語習得及び共同体理解程度に応じて、400時間から800時間の研修を課すことになった。この教育は義務的であり、教育を受けない場合には、罰金が科せられる。
ギリシャ	移民受け入れ後、言語教育及び市民教育が同時に行われる。移民等が国籍を取得することを希望する場合には、5人（2人の大学教育者及び3人の移民省関係公務員）からなる委員会の面談を受け、ギリシャ語及びギリシャ文化・歴史等に関する理解度についてテストを受ける。この委員会がその者の帰化に関する意見書を内務省に送付し、内務省が帰化の許可を出すことになる。
スウェーデン	移民受け入れ後、言語教育及び市民教育が同時に行われる。国だけではなく、外国人が居住する地方公共団体も当該教育を率先して行っている。
スペイン	移民受け入れ後、市民教育を国のみならず地方自治体が行う。スペインの制度、公的サービスへのアクセス方法、司法手続き、スペイン憲法、主要な法律及び社会習慣等を学習させる。
スロベニア	受け入れた移民に対して、スロベニアの歴史、文化及び制度等を学習させることを外国人法が規定しているが、政令等で定められ、構築されるインフラが整っていないため、まだ実施には至っていない。現在のところ、特に、市民研修に関しては、義務的ではなく、無料で受講できるものとなっている。
チェコ	チェコ国内では受け入れる移民に対する社会統合政策は存在しない。
ドイツ	2007年国籍法改正に伴い、「帰化テスト」が導入された（オーストラリアのシティズンシップテストに類似するものである）。国籍法第10条は、連邦領域内に8年以上滞在した行為能力のある外国人について、帰化申請を行う資格を認め、そのための要件の1つとして「帰化テスト」に合格することが必要であること、及びテストの準備のために任意で参加する「帰化講習」が用意されることが規定された。「帰化テスト」は、60分以内に33の設問に答えることを要し、過半数の17問に正解すれば合格する。設問は4つの選択肢の中から正解を1つ選ぶ選択式である。テストの内容は連邦全体で共通であるが、33問のうち3問は当該帰化申請者が居住する州に関する問題である*。
デンマーク	移民受け入れ後、言語教育及び市民教育が同時に行われる。「デンマークの社会及び文化」と呼ばれる市民教育に、デンマーク語の教育が含まれる。
ハンガリー	義務的に移民に課される市民教育は存在しない。しかし、移民等が帰化を申請する場合には、言語教育及び市民教育が義務的に課される。約160時間の講習で、ハンガリーの歴史、地理及び文明等を学習する。
フィンランド	移民受け入れ後、言語教育及び市民教育が同時に行われる。市民教育の内容は、フィンランド社会の制度、習慣、文化、教育システム、納税義務等である。当該教育を終えた場合には、受けた講習の総時間数及びフィンランド語のレベルを明記した証明書が発行される。
ベルギー	<b>【ワロン地域】</b> 義務的に移民に課される市民教育は存在しない。しかし、必要に応じて、ベルギーの諸制度に関する研修を公的機関が行っている。 <b>【フランドレン地域】</b> 移民受け入れ後、言語教育及び市民教育が同時に行われる。移民受け入れ局（Inburgering）が市民教育を行う。その講習に80%以上出席しない場合には、罰金が科される。
ポーランド	EU諸国への移民提供国であるので、ポーランド国内では受け入れる移民に対する社会統合政策は存在しない。
ルクセンブルク	フランスにおけるような受入・統合契約が存在する。その際に移民が受講する市民教育の際には、特に、ルクセンブルクの諸制度及び基本的権利等を教える。

(出典) Haut Conseil à l'intégration, *Étude et intégration : Faire connaître les valeurs de la République*, 2009, pp.67-70. を基に筆者作成

\* ドイツに関しては、上記共和国報告書以後の法改正により、共同体理解の態様が新しくなっている。したがって、ドイツに関しては、山口和人「帰化申請者に対する『テスト』と『講習』の実施」『外国の立法』237-1号, 2008.10. を参照した。<<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/23701/02370105.pdf>>